

## お知らせ

### 軽自動車等の手続きはお済みですか？

原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車(農耕用車両)等について、以下①～⑨のような異動があった場合には、本庁税務徴収課もしくは各支所で手続きが必要です。

- ①販売店等から購入した                      ②知人等から譲り受けた
- ③市外から転入し、定置場が旧住所地になっている                      ④廃棄した
- ⑤知人等に譲った                              ⑥市外に転出し、定置場が常陸大宮市になっている
- ⑦盗難に遭った                              ⑧亡くなった方の名義になっている                      ⑨災害に遭った

○手続きに必要なもの(原動機付自転車、小型特殊自動車)

異動の事由	販売証明書	譲渡証明書	廃車申告受付書 (廃車証明書)	標識交付 証明書	ナンバー プレート	印鑑
購入(新規登録)	○					○
譲渡(廃車手続き済み)		○				○
譲渡(廃車手続きなし)		○		○	○	○
ナンバープレート交換				○	○	○
転入			○			○
廃車(廃棄、譲渡、転出)				○	○	○
廃車(盗難)				○		○

- ※代理人によるお手続きの場合は、代理人の印鑑も必要です。
- ※車体番号のメモや商品カタログでのナンバー取得はできません。必ず譲渡(販売)人の情報記入、押印のある譲渡(販売)証明書をご準備ください。
- ※盗難の場合は、警察署で盗難届を出した際の「受理番号」等が必要ですので、控えておいてください。
- ※台風19号で被災した原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車(農耕用車両)等が使用不可となった場合もお手続きをお願いいたします。また、ナンバープレートや車両が流されてしまった場合、ナンバープレートが無くてもお手続き可能です。所有者・使用者の印鑑(所有者・使用者本人によるお手続きの場合は拇印可)をお持ちの上、税務徴収課または各支所へいらしてください。

軽自動車、二輪の小型自動車についての手続きの詳細は、下記の表を確認してお問い合わせください。解体のみのお手続きを業者に依頼された方、解体業者の方は下記お問い合わせ先にて抹消登録の申告もお願いいたします。

※台風19号の影響で被災した軽自動車、二輪の小型自動車、軽二輪のお手続きについても下記お問い合わせ先をお願いいたします。

車両の種類	届出先及び問合せ先
・軽自動車(660cc以下の三輪・四輪のもの)	軽自動車検査協会茨城事業所 茨城県東茨城郡茨城町若宮字広山887番59 ☎050-3816-3105
・二輪の小型自動車(250cc超のもの) ・軽二輪(125cc超250cc以下のもの)	茨城運輸支局 茨城県水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017

**問 本庁 税務徴収課 市民税G ☎52-1111 内線239**

### 年末年始のごみ収集・し尿処理業務休業のお知らせ

年末年始におけるごみ収集・し尿処理業務の休業は、次のとおりとなります。

◆**環境センター(ごみ処理施設)休業日**

- ・令和元年12月29日(日)～令和2年1月5日(日)
- ※休業日は、環境センターへの自己搬入はできません。ご注意ください。
- [可燃ごみの収集] 可燃ごみの収集は、年末は12月31日(火)の収集地区まで通常どおり行います。年始は、令和2年1月4日(土)の収集地区から行います。

	12月				1月				
	28(土)	29(日)	30(月)	31(火)	1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)
可燃ごみの収集	○	×	○	○	×	×	×	○	×
ごみの自己搬入	○	×	×	×	×	×	×	×	×
し尿処理	×	×	×	×	×	×	×	×	×

**問 本庁 生活環境課 ☎52-1111 内線122**  
 大宮地方環境整備組合 環境センター(ごみ) ☎029-296-1744  
 衛生センター(し尿) ☎0295-52-3535